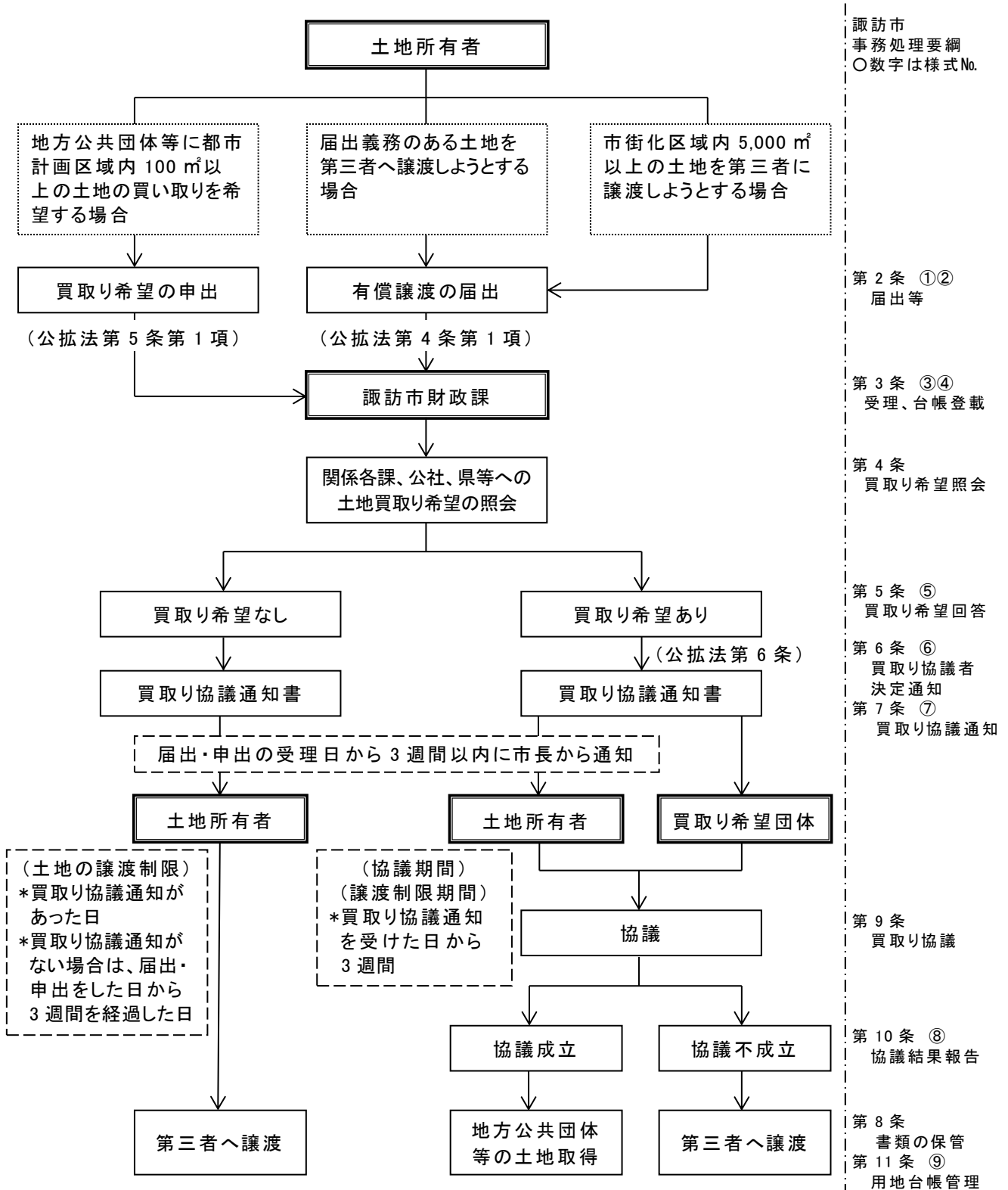


# 「公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）」事務処理フロー図

## 【公拡法の「届出義務のある土地」】

- ①都市計画施設区域内 100 m<sup>2</sup>以上の土地で次に掲げるもの
  - ・都市計画法で決められた道路・公園・学校等の都市計画施設予定区域内にある土地
  - ・道路・公園・河川等あらかじめ指定された土地
- ②市街化区域 5,000 m<sup>2</sup>以上の土地



諏訪市  
事務処理要綱  
○数字は様式No.

第 2 条 ①②  
届出等

第 3 条 ③④  
受理、台帳登載

第 4 条  
買い希望照会

第 5 条 ⑤  
買い希望回答

第 6 条 ⑥  
買い協議者  
決定通知

第 7 条 ⑦  
買い協議通知

第 9 条  
買い協議

第 10 条 ⑧  
協議結果報告

第 8 条  
書類の保管

第 11 条 ⑨  
用地台帳管理